



持続的な賃上げ環境の整備を 強力に後押しします！

持続的賃上げ環境整備促進事業費補助金

持続的な賃上げ環境を整備するため、生産性・収益力向上や成長力強化に向けた事業に要する経費の一部を補助します。

募集期間

令和8年4月下旬～9月上旬（予定）

申請枠	要件(全てを満たすこと)※裏面参照	補助上限額	補助率
一般型	<ul style="list-style-type: none">令和7年11月22日から令和8年度地域別最最低賃金発行日の前日までに、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること	300万円 (下限50万円)	生産性向上等に資する設備投資に要した費用の 1/2
成長投資・賃上げ加速型	<ul style="list-style-type: none">令和7年11月22日から令和8年度地域別最最低賃金発行日の前日までに、事業場内最低賃金を50円以上引き上げること付加価値額または従業員1人当たりの付加価値額のいずれかが年平均3%以上伸びること(3年間で9%以上)	1,500万円 (下限300万円)	

対象者

県内に事業所を有し、1名以上の常時雇用する従業員がいる中小企業者(法人または個人事業主)

対象経費

建物費、機械装置・工具器具備品・システム導入費、設計費

事業期間

交付決定日～令和8年12月下旬 ※予算の範囲内で順次、審査・交付決定

問合せ



青森県 経済産業部 地域企業支援課 中小企業支援グループ
直通 017-734-9373

「県庁HP」



申請方法など制度の詳細は、4月下旬頃、特設ウェブサイトにて公開予定

※ 内容は現時点のものであり、今後変更となる場合があります。
詳細については、公募要領の公表をもって確定します。

<本補助金における賃上げ要件のルール>

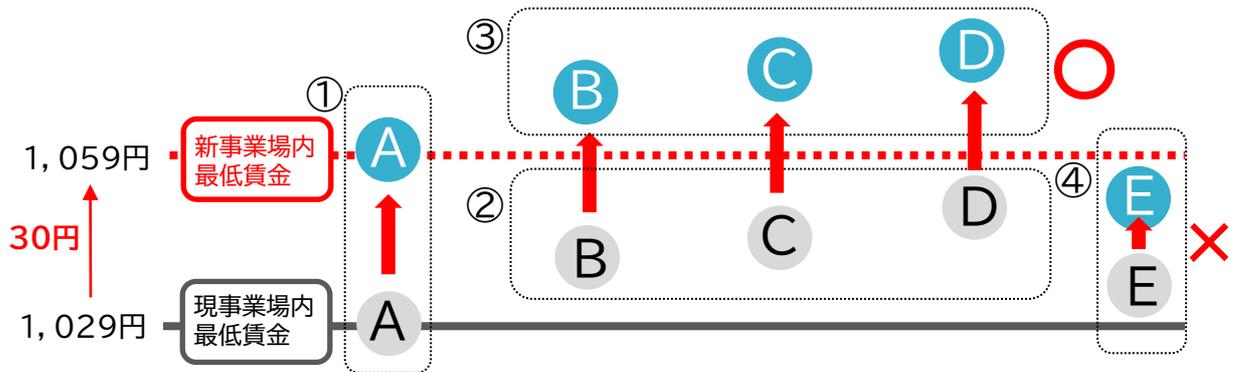
全ての従業員の賃金を新しい事業場内最低賃金以上まで引き上げる必要があります。

【賃上げの一例】

「一般型」の場合の賃上げ要件

- 令和7年11月22日から令和8年度地域別最最低賃金発行日の前日までに、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること

- ① 現事業場内最低賃金である「従業員A」の賃金を30円引き上げます。
- ② この場合、「従業員B～D」の賃金は、新事業場内最低賃金である「従業員A」の賃金を下回ります。
- ③ よって、「従業員B～D」の賃金についても、新事業場内最低賃金以上まで引き上げる必要があります。
- ④ 新事業場内最低賃金を下回る「従業員E」がいる場合、要件を満たしていないこととなります。



「成長投資・賃上げ加速型」の場合の賃上げ要件

- 令和7年11月22日から令和8年度地域別最最低賃金発行日の前日までに、事業場内最低賃金を50円以上引き上げること

- ① 現事業場内最低賃金である「従業員A」の賃金を50円引き上げます。
- ② この場合、「従業員B～D」の賃金は、新事業場内最低賃金である「従業員A」の賃金を下回ります。
- ③ よって、「従業員B～D」の賃金についても、新事業場内最低賃金以上まで引き上げる必要があります。
- ④ 新事業場内最低賃金を下回る「従業員E」がいる場合、要件を満たしていないこととなります。

